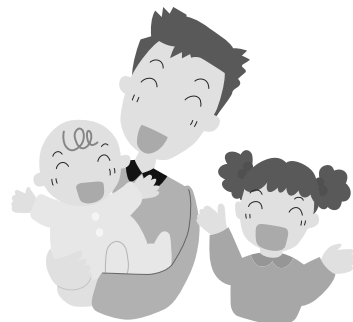


8月から父子家庭にも支給 児童扶養手当



児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を養育されている家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

「児童」・・・18歳に達してから最初の3月31日を過ぎるまでの者



支給要件

次の①～⑤のいずれかに該当する児童について、父または母がその児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が一定程度の障害の状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤その他(父または母が1年以上、児童に対する監護義務を放棄している場合など)

※公的年金給付を受け取ることができる場合など、手当を受け取ることができない場合があります。

支給月額

監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより異なります。

○対象児童1人の場合

全部支給 41,720円 一部支給 41,710円～9,850円

○対象児童2人以上の加算額

2人目:5,000円、3人目以上1人につき:3,000円

父子家庭の支給開始時期

○11月30日までに申請をされた方

平成22年7月31日までに支給要件に該当している方・・・「8月分」から支給

平成22年8月1日以降に支給要件に該当された方・・・「要件に該当した翌月分」から支給

○12月1日以降に申請をされた方・・・「申請の翌月分」から支給

※手当は、毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月分までの4ヶ月分がまとめて支給されます。

申請に必要なもの

認定請求書、請求者と対象児童の戸籍謄本、請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票印鑑、預金通帳(請求者名義のもの)、年金手帳など

申請窓口

本庁舎 総合福祉課 福祉支援室

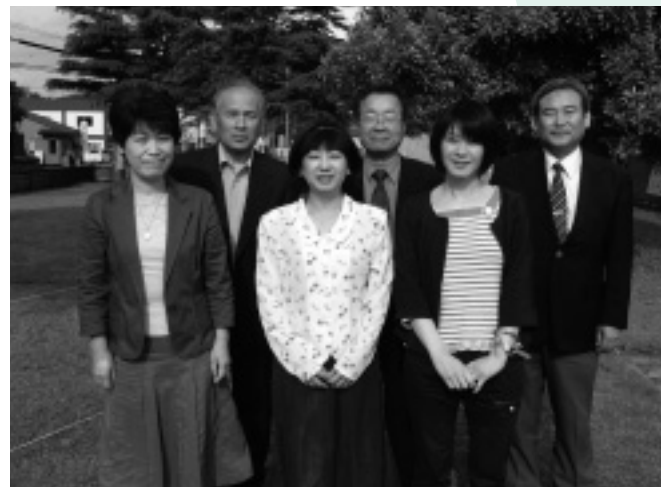
【問い合わせ先】 総合福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

こちら 学校支援地域本部

～町民みんなで支える学校 みんなで育てる伯耆町の子ども～

今年度で、学校支援地域本部事業を立ち上げて2年目。町民の皆様方のご理解ご協力により、約300名の方にボランティア登録していただき、登下校の安全確保、校舎周辺の環境整備、クラブ活動にと学校を支援していただいています。

今年度は、さらに、学校と地域の結びつきが強くなるように、各学校に「学校支援コーディネーター」を配置し、町民の皆さんが学校に関わりやすい環境を整えています。



地域コーディネーター	
福田 明真(上段右)	

学校支援コーディネーター	
(上段右から)	
岸本小学校・溝口小学校	福田 明真
日光小学校	米田 述史
岸本中学校	妹尾 千秋
(下段右から)	
溝口中学校	濱田 真代
八郷小学校	上田 さつき
二部小学校	大下 恭子

伯耆町学校支援地域本部 地域コーディネーター・学校支援コーディネーターの皆さんです。

あなたにもできることが、きっとあります。

学校では様々な形の支援を求めています。その中で自分にあった活動を見つけ、子どもたちの教育をサポートしていきましょう。

- 学習支援活動 …… 放課後の補習指導、算数の採点補助、習字の指導補助
- 部活動指導 …… 運動部の監督・コーチ、吹奏楽部の指導者支援
- 環境整備 …… 学校設備の補修、花壇の整備補助、図書室の貸出・整理補助
- 登下校安全確保 …… 通学路での安全指導補助、夜間の校外指導
- 学校行事の支援 …… 事前準備や会場設営、ビデオ・写真撮影

登下校安全確保



交通安全ボランティア

学習支援活動



さつまいもの苗植えボランティア

【問い合わせ先】 教育委員会事務局 総務学事室 ☎62-0927